

安 防 第 3 3 号
令和5年8月18日

中国電力株式会社
常務執行役員
島根原子力本部長 長谷川 千晃 様

安来市長 田中 武夫
(総務部防災課)



島根原子力発電所1号機 第5回定期事業者検査の実施について

令和5年7月21日付け島原本広第240号により、島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定第7条第1項(4)に基づく連絡があったことについて、平成29年6月27日付け安防第101号で意見した事項を踏まえるとともに、安全かつ適切に実施されるよう、下記について申し入れます。

記

1. 定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
2. 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
3. 定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
4. 異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
5. 定期事業者検査の実施状況については、市民に分かりやすく情報提供すること。